

第3回医療機関債発行要項

1. 新規発行医療機関債(10年債)

債券の性格	医療法人浜崎医院(以下「当医療法人」という)が、駐車場用地取得や、医療機器等の資産取得のため、地域住民、当医療法人の役職員やその縁者を対象にして発行される記名式で譲渡制限のある医療機関債です。金融商品取引法の適用はなく、法的には金銭消費貸借扱いになります。		
銘柄	医療法人浜崎医院 第3回医療機関債	発行総額	金 9900万円
申込単位	一口金100万円	申込期間	平成30年4月1日から平成30年5月31日まで。
利率	年1.5%	申込証拠金	なし
利払日	毎年5月31日	払込期日	平成30年5月31日
償還期限	西暦2028年5月31日	申込取扱場所	サービス付き高齢者向け住宅はまさき1階特別室または振込
申込の取扱方法	発行人が直接取り扱います。ただし、応募超過の場合は適宜発行総額を決定します。また、応募額が総額に満たない場合は、応募額をもって発行総額とします。		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限	口座振り込み、又は直接現金支払を毎年5月31日までにを行います。	
	2. 利息の支払場所	サービス付き高齢者向け住宅はまさき1階特別室または振込	
償還の方法	1. 償還金額	金 9900万円	
	2. 償還の方法及び期限	口座振り込み、又は直接現金支払を西暦2028年5月31日までにを行います。	
	3. 償還元金の支払場所	サービス付き高齢者向け住宅はまさき1階特別室または振込	
中途換金	発行後3年経過するまでは、 右枠アからエまでの条件付きで可能。 発行後3年経過後は、可能。 (3ヶ月程度の猶予期間が有ります。)	ア 債券購入者が死亡したため イ 債券購入者が破産宣告を受けたため ウ 債券購入者が疾病又は障害により生計を維持できなくなったため エ その他アからウに準ずる理由として当医療法人理事会で認めたもの	
第三者への譲渡制限	本債券購入者は、一人に対し一括して譲渡する場合以外は、保有する本医療機関債を理事会の承認を得ずに第三者に譲渡することは出来ません。		
担保	本医療機関債に物上担保および保証は付されておらず、また本医療機関債のために留保されている資産はありません。		
財務上の特約	当医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書、事業計画書等を毎年、当医療法人の指定する方法(ホームページ等に債権購入者のみ閲覧可能とする等)で開示いたします。		
摘要	1. 期限の利益喪失に関する特約	利払が一度でも滞る場合、当医療法人が債券購入者に残りの債務全額を一括払いで支払うよう請求することができる。	
	2. 医療機関債券(証書)について	債券は発行せず、債券購入証明書を発行する。	
	3. 債券購入者死亡の場合について	相続人に債券購入者の全権利が移管されます。	
	4. 債券購入者台帳の保管方法について	債券購入者の基本的な事項を記載した台帳を、浜崎医院にて保管する。	
	5. 医療機関債購入者集会について	医療機関債の発行の際に明示した条件(利率、償還期日等)を変更するときは、購入者全員による集会等により購入者の同意を得る必要がある。	

2. 新規発行による手取金の使途

サービス付き高齢者向け住宅や医療機器等の資産取得の利便に使用。

3. 償還資金の調達方法

当医療法人の収益を充当する。